

2月のIASB Updateによるこそ

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 2 月 22 日と 23 日に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- 保険契約
- 資本の特徴を有する金融商品
- 対称的な期限前償還オプション
- IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー
- 事業の定義
- リサーチ・プログラム
- 料金規制対象活動
- 「財務報告に関する概念フレームワーク」
- 金融負債の条件変更及び交換
- IFRS 適用上の論点—IFRS 第 9 号の減損

お問い合わせ

国際会計基準審議会

30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7246
6410

Fax: +44 (0)20 7246
6411

E-mail: info@ifrs.org

Website: www.ifrs.org

今後のIASB 会議

IASB は少なくとも月に一度、最長で 5 日間の会議を開催する。

今後の IASB 会議の日程は次のとおり：

2017 年 3 月 20 - 24 日

2017 年 4 月 24 - 28 日

2017 年 5 月 15 - 19 日

将来及び過去の IASB 会議に関する情報は [こちら](#)

IASB Update ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB Update は [こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は2017年2月22日に会合し、IFRS第17号「保険契約」の文案についての最近の外部レビューによる発見事項及び整理論点について議論した。

契約上のサービス・マージンの変動（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 一般モデルで測定される契約について — 非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変動は、契約上のサービス・マージンに対する修正とされる。
- b. 変動手数料アプローチで測定される契約について — 将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動のうち、基礎となる項目に関連せず、非金融リスクから生じるものは、契約上のサービス・マージンに対する修正とされる。
- c. 契約上のサービス・マージンに対する修正とされる見積りの変動には、実績調整によって直接に生じた変動が含まれる。これには2つの例外がある。(i) 当該変動が発生保険金に関するものである場合、及び(ii) 見積りの増加が契約上のサービス・マージンの帳簿価額を上回るか、又は減少が損失要素に配分される場合である。
- d. 実績調整の定義を改訂して、投資要素を除外する。
- e. 保険契約のグループについて各期の純損益に認識する契約上のサービス・マージンの金額は、当該期間の期首現在の契約上のサービス・マージンの帳簿価額に対しての他のすべての修正を行った後の契約上のサービス・マージンの帳簿価額を配分することによって決定される。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約についてのグルーピングの狭い範囲の適用免除（アジェンダ・ペーパー2B）

審議会は、ポートフォリオを契約のグループ（当初に不利であるグループ、不利となる可能性が著しく高くはないグループ、及びその他の契約）に分割するという要求を、次の場合に、かつ、次の場合にのみ免除することを暫定的に決定した。その場合とは、法律又は規制があるために企業が価格又は給付水準を保険契約者の特性に応じて設定する能力に対して特定の制限が課されることにより、この要求を適用すると企業があるポートフォリオの中の契約をこのようなグループに分割する結果となる場合である。これに該当する場合には、企業はそれらの契約を同一のグループに含めることができ、その旨を開示すべきである。この免除規定は、規制の影響を受ける他の取引に類推によって拡張すべきではない。

12名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

外部レビューへの対応（アジェンダ・ペーパー2C）

12名の審議会メンバー全員が、残りの整理論点に関してのアジェンダ・ペーパー2Cの提案に賛成した。審議会メンバーは、将来の会議で検討すべき他のトピックを提起しなかった。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2017年2月22日に会合し、資本の特徴を有する金融商品のリサーチ・プロジェクトにおける2つのトピックについて議論した。

審議会はこれまでの決定の要約（アジェンダ・ペーパー5A、情報提供目的のみのために提供された）の提示も受けた。何も決定は行われなかった。

審議会は次のことを議論した。

- a. 契約条件並びに法律上及び規制上の要求事項との相互関係

b. 資本の中での会計処理

契約条件（アジェンダ・ペーパー5B）

審議会は、金融商品にガンマ・アプローチを適用する際に企業が考慮すべき契約上の権利及び義務の範囲について検討した。審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」と整合的となるように金融商品の契約条件に対してガンマ・アプローチを適用することを企業に要求する。12 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。
- b. 強制的な株式公開買付の会計処理（開示要求の可能性を含む）を扱うための行動を何か取るべきかどうかを検討する。12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- c. IFRIC 第 2 号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」の再検討はしない。その適用について課題があるとは聞いていないからである。12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

資本の中での会計処理（アジェンダ・ペーパー5C）

審議会は、ガンマ・アプローチに関する決定が資本の中での会計処理にどのように適用されるのかを明確化するのに役立つ適用指針及び設例について検討した。この議論は、現行の IAS 第 32 号の要求事項を適用する際に実務上の困難があった取引（企業自身の資本に係る売建プット・オプションを含む）に関するものであった。

何も決定は行われなかった。

今後のステップ

今後の会議において、審議会は次のことを議論する。

- a. 外貨建の行使価格の付いた非支配持分に係るデリバティブの分類に対してのガンマ・アプローチの適用
- b. 他の IFRS 基準、IFRIC 解釈指針及び「財務報告に関する概念フレームワーク」との相互関係の要約

対称的な期限前償還オプション（アジェンダ・ペーパー3）

審議会は 2017 年 2 月 22 日に会合し、対称的な期限前償還オプションを含んだ金融商品の IFRS 第 9 号「金融商品」における分類に関する今後公表予定の公開草案について議論した。審議会は、IFRS 第 9 号の修正に関するコメントに 30 日の期間を設けることを暫定的に決定した。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

12 名の審議会メンバー全員が、審議会はこの修正の開発について必要なデュー・プロセスに準拠したと納得し、スタッフに書面投票プロセスを開始する許可を与えた。1 名の審議会メンバーが、IFRS 第 9 号の修正案に反対する可能性があるという意向を示した。

今後のステップ

審議会は IFRS 第 9 号の修正案の公開草案を公表する予定である。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

審議会は 2017 年 2 月 22 日に会合し、情報要請のコメント期間と、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューの第 1 フェーズの間に踏んだデュー・プロセスのステップについて議論した。

審議会は次のことを決定した。

- a. IFRS 第 13 号の適用後レビューに関する情報要請の回答期間は最低限 120 日とする。12 名の審議会メンバー全員が賛成した。
- b. IFRS 第 13 号の適用後レビューの第 1 フェーズについて、すべての必要とされるデュー・プロセスのステップが完了していると納得した。

今後のステップ

審議会は、完成した情報要請を 2017 年 5 月に公表するよう準備する計画である。

事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）

審議会は 2017 年 3 月 22 日に会合し、事業の定義に関しての IFRS 第 3 号「企業結合」の修正案に対して寄せられたコメントの要約について検討した。これらの提案は 2016 年 6 月に公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」（IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案）で公表されたものである。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、受け取ったこれらのコメントの要約を今後の会議で検討する。

リサーチ・プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2017 年 2 月 22 日に会合し、リサーチ・プログラムに関するアップデートを受けた。このアップデートは、審議会の 2016 年 10 月会議以降の進展を強調したものであった。IASB の作業計画（リサーチ・プログラムを含む）に関する情報は、[ここ](#)から入手可能である。

審議会は次のことに留意した。

- a. のれん及び減損のプロジェクトの作業が再開しようとしている。
- b. 共通支配下の企業結合のプロジェクトの作業が 2017 年第 2 四半期に再開しそうである。
- c. 動的リスク管理に関する教育セッションが 2017 年 3 月に予定されている。
- d. スタッフは、リサーチ・パイプラインにあるプロジェクトについて今後数か月間に作業を開始する予定はない。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会はリサーチ・プログラムに関しての次回のアップデートを約 3 か月後に受ける予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2017 年 2 月 23 日に会合し、料金規制対象活動についての新しい会計モデルの提案を検討した。2016 年 12 月会議の教育セッションで、審議会はモデル案の概要と、会計基準アドバイザー・フォーラムのメンバーが示した懸念が当該モデルでどのように対処されているかについて議論した。

モデルにおける全般的アプローチ（アジェンダ・ペーパー9A）

審議会は、このモデルで提案している原則が、全般的アプローチとともに、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における原則と「概念フレームワーク」プロジェクトにおける審議会の最近の考え方をどのように活用しているのかを検討した。審議会は、スタッフはこの全般的アプローチを使用したモデルの開発を継続すべきだと暫定的に決定した。しかし、スタッフに、このアプローチを支える原則を記述した分析を作り直すよう依頼した。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

モデルの範囲（アジェンダ・ペーパー9B）

審議会は、このモデルの範囲の要件は、公式の規制上の価格設定（すなわち、料金設定）のフレームワークを通じて創出された強制可能な権利及び義務に焦点を当てるべきであるが、ペーパーに記述された料金規制の他の特徴は除外すべきであると暫定的に決定した。他の特徴は、その代わりに、規制上の権利及び義務の存在及び強制可能性の指標として使用されることになる。

12 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

規制資産及び規制負債の認識（アジェンダ・ペーパー9C）

審議会は、規制資産又は規制負債は次の場合にのみ認識すべきかどうかを検討した。

- a. 規制による修正が、企業の履行が顧客ベースの履行を上回ったか又は下回った範囲（すなわち、規制による合意が未履行ではなくなった範囲）から生じた権利又は義務を表している。
- b. それにより生じた規制資産又は規制負債が、他の IFRS 基準を適用して資産又は負債としてすでに認識されてはいない。かつ、
- c. 認識した補償の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い。

審議会は、上記 a.及び b.の要件を支える分析を、全般的アプローチを支える原則の記述を作り直す間に精緻化するよう求めた。審議会は、c.の戻入れの要件を不確実性とそれが認識及び測定に与える影響のより幅広い文脈において再検討することも求めた。

設例（アジェンダ・ペーパー9D）

審議会は、認識規準がどのように適用されるのかを例示した 5 つの数値例を検討した。審議会は、それらの設例に関する決定を何も求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、提案されたモデルにおける測定、表示及び開示の詳細な分析について議論する予定である。

「財務報告に関する概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は、2017 年 2 月 23 日に会合して「概念フレームワーク」プロジェクトについて議論した。議論は、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法に関する付録と、2015 年 5 月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の資産及び負債の定義を補強する諸概念に関する軽微なコメントに集中した。さらに、審議会は次のことを議論した。

- a. 改訂「概念フレームワーク」と現行の IFRS 基準との不整合のレビュー

- b. 改訂「概念フレームワーク」の影響の評価
- c. 改訂「概念フレームワーク」の開発のためのデュー・プロセスのステップ

測定付録 A：キャッシュ・フローを基礎とした測定技法（アジェンダ・ペーパー10B）

審議会は、改訂「概念フレームワーク」にキャッシュ・フローを基礎とした測定技法を記述した付録からの主要なポイントを記載することを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

改訂「概念フレームワーク」との潜在的な不整合についての現行基準のレビュー（アジェンダ・ペーパー10C）

審議会は、改訂「概念フレームワーク」と現行の基準との不整合を識別する作業について議論した。

何も決定は行われなかった。

改訂「概念フレームワーク」の影響（アジェンダ・ペーパー10D）

審議会は、改訂「概念フレームワーク」の影響を評価する作業は十分であると暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

資産及び負債の定義を補強する諸概念に対する軽微なコメント（アジェンダ・ペーパー10E）

審議会は、資産及び負債の定義を補強する諸概念に関して寄せられた軽微なコメントを検討した。審議会はこれらのコメントは対応を生じさせないか又は文案作成の際に対処できるかのいずれかであることに留意した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

「財務報告に関する概念フレームワーク」についてのデュー・プロセスの要約（アジェンダ・ペーパー10F）

審議会は、これまでに「概念フレームワーク」の開発において踏んできたデュー・プロセスのステップをレビューし、「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件についても考慮した。

12名の審議会メンバー全員が、審議会が現在までに必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していることに納得していることを確認し、文案作成プロセスを開始するようスタッフに指示した。改訂「概念フレームワーク」の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

審議会は、審議会と IFRS 解釈指針委員会は改訂「概念フレームワーク」が公表されると同時にその使用を開始すると暫定的に決定した。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

金融負債の条件変更及び交換（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は 2017 年 2 月 22 日に会合し、解釈指針案を開発するという IFRS 解釈指針委員会の暫定的決定について検討した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 7.10 項では、解釈指針案を公表すべきかどうかを検討することを審議会に要求している。解釈指針案は、償却原価で測定される金融負債の条件変更及び交換のうち金融負債の認識の中止を生じないものを扱うものとなる。解釈指針委員会は、2016 年 11 月の会議で、IFRS 第 9 号「金融商品」の B5.4.6 項の要求事項は支払又は受取りの見積りのすべての修正（金融資産及び金融負債の条件変更又は交換のうち当該金融資産又は金融負債の認識の中止を生じないものから生じたキャッシュ・フローの変動を含む）に適用されると結論を下していた。この結論は、IFRS 第 9 号における償却原価の定義と整合的である。B5.4.6 項を適用して、企業は条件変更後の金融負債の償却原価を、条件変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引くことによって再計算する。企業は、金融負債の償却原価の修正があれば、条件変更日又は交換日に収益又は費用として純損益に認識する。

12名の審議会メンバー全員が、この事項に関しての解釈指針委員会の技術的結論に同意した。しかし、審議会はこの状況で解釈指針案を公表することに関して懸念を示した。審議会は、IFRS第9号における原則及び要求事項が、企業が金融負債の条件変更及び交換を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、解釈指針案は主としてIFRS第9号ですでに要求されている会計処理を強調する手段として使用されることになる。審議会は、この状況では基準設定は必要ないと結論を下した。しかし、この事項の重要度を考慮して、関連する会計処理を強調するために他の手段を使用すべきである。

したがって、審議会は解釈指針案の公表に反対した。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、解釈指針委員会がこの事項に関しての教育的アジェンダ決定の提案を進めることを提案した。これはIFRS第9号を適用して認識の中止を生じない金融負債の条件変更及び交換の会計処理を説明するものとなる。審議会は、この事項を強調するための他の手段（例えば、ウェブサイトの中）も検討する。

IFRS 適用上の論点 – IFRS 第9号の減損（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は2017年2月22日に会合し、IFRS第9号「金融商品」のB5.5.40項(c)の減損の要求事項に関する適用上の疑問点について議論した。同項は、クレジットカード枠などの特定の種類の金融商品の信用リスク・エクスポージャーの期間を決定する際に、予想される信用リスク管理の行動を考慮するという要求に関するものである。

この議論は、IFRS第9号における関連する要求事項及び金融商品の減損に関する移行リソース・グループの会議で示された意見を繰り返したものである。審議会は、この問題及び必要が生じた場合の他の適用上の課題に関して教育マテリアルを作成するというスタッフの意向も聞かされた。

審議会は何も決定を求められなかった。

作業計画——2017年2月27日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が2017年2月27日にIASBのウェブサイトで更新された。[こちらで閲覧できる。](#)

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675